

宮島口旅客ターミナル駐車場の定期利用について

1 定期利用駐車とは

定期利用駐車とは、月極駐車と違い専用の区画を保証するものではありません。

駐車料金を月額定額とするものであって、満車の場合は空車になるまで駐車場の利用はできません。よって、自動車の保管場所の証明はできません。

また、不正利用の罰則や EV 充電器利用ができないなどの条件がありますので、必ず「宮島口旅客ターミナル駐車場使用許可申請書」の裏面の発行条件をご確認ください。

2 募集資格

自ら車両を運転し定期利用車を必要とする方。

「宮島口旅客ターミナル駐車場使用許可申請書」の裏面記載の発行条件及び本記載事項を厳守できる方。

3 定期利用枠と優先順位

(1) 30 台

(2) 定期利用車申込受付順ですが、申込者多数の場合、宮島在住者や宮島島内就労者、利用期間が長い方を優先します。

(3) 空きがある場合は新規に申込受付しますが、既存定期利用者の継続を最優先し、順番待ちの受付は行いません。

4 申請期間

利用希望日の 2 ヶ月前から 1 ヶ月前の間

5 利用期間

(1) 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間

(2) 利用開始日は各月 1 日から（利用料金も利用月の 1 日から起算します。）

(3) 最小利用期間 2 ヶ月から 1 ヶ月毎、最長利用期間 12 ヶ月（月単位毎の申込みで、月初から月末までとなります。）

6 対象車両

積載物又は取付物を含め長さ 5.00m 以下、幅 1.90m 以下、高さ 2.10m 以下、車両総重量 2.00t 以下、最低地上高 15cm 以上

7 利用料金等について

(1) 月額 15,000 円（消費税及び地方消費税額を含み、日割等による計算は行いません。）

※最長利用期間 12 ヶ月の場合 180,000 円

(2) 利用料金は納付書により一括前納で、中途解約や返金には応じません。

8 申請書提出時の必要書類

(1) 宮島口旅客ターミナル駐車場使用許可申請書

(2) 車検証（原本）

(3) 実際に利用する人の運転免許証（原本）

※車検証と運転免許証はコピーを取らせていただきます。

9 申請書提出先と受付時間

- (1) etto 管理事務所（廿日市市宮島口一丁目 1 1 番 9 号）
- (2) 10:30～17:30

10 手続き

申請書に必要事項を記入の上、受付時間内に etto 管理事務所に持参してください。

廿日市市の許可後、許可書と納入通知書を郵送しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。

入金後、納入通知書半券の領収済通知書と許可書を再度受付時間内に etto 管理事務所に持参してください。確認後、パスカード(定期券)を交付します。

11 継続利用

4ヶ月以上の利用者に対しては、利用期間満了3ヶ月前頃に継続利用案内書と申請書を etto 管理事務所から郵送します。

初回申請書提出時と同様に、申請書に必要事項を記入の上、受付時間内に etto 管理事務所に持参してください。車検証と運転免許証も変更がないか確認させていただきます。

廿日市市の許可後、許可書と納入通知書を郵送しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。

入金後、納入通知書半券の領収済通知書と許可書を受付時間内に etto 管理事務所に持参してください。既存パスカード(定期券)はその場で延長処理、又は延長分と交換します。

12 利用上の留意事項

- (1) パスカード(定期券)挿入口の周囲にある発券ボタンは時間利用者専用です。ボタンを押すとパスカード(定期券)が使用できなくなるので注意してください。
- (2) パスカード(定期券)を保管・携帯する際には、磁気を帯びているものに近づけないように注意してください。
- (3) パスカード(定期券)を紛失・破損した場合は、etto 管理事務所まで受付時間内にお越しいたゞき、再発行を受けてください。紛失の場合は再発行手数料をいただきます。
- (4) 定期利用期間中に車を乗り換えた場合、新しい車の車検証とパスカード(定期券)を持参し、etto 管理事務所まで受付時間内にお越しください。

13 etto 管理事務所位置図

